

小・中学校の就学援助制度のお知らせ

大阪市教育委員会

大阪市では児童生徒の学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度を設けています。大阪市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、援助を希望される方は申請してください。

1 申請できる主な理由は次のとおりです。

申請理由	証明書類
○生計を一にする者全員(ただし、2007年4月2日以降に生まれた者を除く。)の2024年度または2025年度の市民税が非課税である	「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて交付)の写し 「市民税・府民税証明書」(市税事務所・区役所で発行)(原本が必要です。) ※税情報の利用に同意いただける場合、上記の証明書類の提出は不要です。(ただし、2025年度非課税の方に限ります。)
○国民健康保険料が減免・徴収猶予された	「国民健康保険料(変更)決定通知書」(自宅に送付)の写し
○児童扶養手当を受けている (特別児童扶養手当、児童手当ではありません)	「児童扶養手当証書」(区役所保健福祉センターで交付)の写し
○現に生活保護を受けている	証明書類の提出は不要
○2024年度または2025年度に生活保護を停止または廃止された	「保護停止(または廃止)決定について」(自宅に送付)の写し
○生計を一にする者全員(ただし、2007年4月2日以降に生まれた者を除く。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じて別に定める所得基準額以下である (※所得基準額については、 次頁「4 所得基準額について」のとおり)	「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて交付)の写し 「市民税・府民税証明書」(市税事務所・区役所で発行)(原本が必要です。) 「市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税明細書」(自宅に送付)の写し ※税情報の利用に同意いただける場合、上記の証明書類の提出は不要です。

※申請にかかる市民の方の負担軽減と利便性を図るため、市内居住者の方（2025年1月1日現在）について
は、申請者及びその家族の同意がある場合は、教育委員会が申請者に代わり、大阪市の個人市民税課税台帳から
審査に必要な情報の提供を受けることが可能です。

ただし、税情報の提供は、当該年度（2025年度）のものに限られますので、前年度の市民税が非課税と
いう理由で申請される場合、世帯全員（2007年4月2日以降に生まれた方。世帯主の控除対象配偶者また
は扶養親族として申告されている方は除きます。）の証明書類の添付が必要です。

なお、税申告をしていない場合などについては、税情報の提供を受けることができませんので、教育委員会
または学校から、個別に連絡させて頂く場合があります。また、すべての税情報の提供を受けられるわけで
はありませんので、場合によっては、追加の証明書類の提出をお願いすることもあります。

2 援助の内容

- ◇学校教材費 ◇学校給食費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
- ◇入学準備補助金 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分）
- 医療費の援助対象となる病気は、学校の定期健康診断等で見つかった次の病気です。治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。
※病名：虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癰、疥癬、膿瘍疹、トラコマ
- 生活保護（教育扶助）を受けている方は、援助内容のうち、修学旅行費、医療費、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分）が援助対象となります。

3 申込方法

- 児童生徒が通学している学校で申請用紙を受け取ってください。
- 申請書に必要事項を記入し、申請理由を証明する書類を添付して、児童生徒が通学している学校ごとに1枚提出してください。
- 申請期間は、3月から6月末までです。税情報の利用に同意する場合は、5月12日までです。
(新小学校1年生または新中学校1年生のみ、入学前年の12月から早期の申し込みが利用できます。)
年度の途中でも申請できますが、学校教材費等は認定日以降に購入したものや実施した行事費用が対象となり、給食費は認定日以降に喫食した分が対象で、実費額を援助します。認定日以降に経費が発生しない場合は、支給が無いことがあります。

4 所得基準額について

- 世帯全員の2024年の合計所得金額が、本市の定める所得基準額以下の方が認定になります
が、2025年度の所得基準額については、まだ決まっていませんので、決まり次第お知らせします。
- 所得による審査における「所得金額」は、給与所得者及び公的年金所得者については最大10万円を控除して審査を行います。

（参考）【2024年度の所得基準額】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	226万円	260万円	318万円	353万円	394万円
	持家	162万円	195万円	253万円	288万円	329万円

※2025年度所得基準額は、2025年4月1日以降に教育委員会ホームページ

（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html>）にも掲載予定です。

◆ その他詳細については、学校に相談してください。